

「出雲守経仲名所歌合」小論

芦田 耕一
(島根大学名誉教授)

摘要

承暦元年(一〇七七)十一月頃に催行されたと思しき「出雲守経仲名所歌合」がある。完本がなく、わずか七首しか見いだせないが、源経仲(生没年未詳)が出雲守として赴任する送別の歌合で出雲の名所を詠んだものである。作者や名所等を説明する。

キーワード…名所歌合、出雲の名所、源経仲

はじめに

萩谷朴氏『平安朝歌合大成「増補 新訂」』に採られている歌合に「承暦元年十一月」出雲守経仲名所歌合」がある。証本がなく、わずか七首しか見いだせない歌合であるが、出雲国に慣れ親しんだ筆者には、特に名所が取り上げられており、看過できないものがある。本名所が歌学書類等にもどのように取り上げられているか、作者、名所を説明し、さらに本歌合の体裁を推察してこの些細な歌合に光をあてていきたい。

一

まず、「出雲守経仲」を説明しよう。源氏。生没年未詳。正二位権中納言藤原経通(九八二―一〇五一年)長男、母は但馬守源高雅女。正二位権中納言源経房(九六九―一〇二三年)の猶子となる。従五位下、右兵衛佐、右衛門佐、出雲守、皇后宮権亮等を歴任する。出雲守として、承保四年(一〇七七)八月二十九日の藤原清綱卒去のあとを襲って任じられた十月三日(『水左記』)から永保二年(一〇八二)一月二十一日の藤原兼平の任命まで四年で任終を迎えている。

経仲の和歌事績については、勅撰集入集はないが、歌合では作者、

主催者、判者と活躍しており、まず証本があるものを上げて説明している（以下、歌合の名称や萩谷氏の所説等は前掲書による）。

・承保三年（一〇七六）十一月十四日「前右衛門佐経仲歌合」に主催者、「散位源経仲」で作者（一首）として参加。

・永保二年（一〇八二）四月二十九日「前出雲守経仲歌合」に主催者、「経仲」で作者（一首）として参加。

・寛治五年（一〇九二）八月二十三日「左近衛中将宗通歌合雜載」に「皇后宮権亮源経仲」で作者（一首）として参加。

・永長元年（一〇九六）五月三日「中宮権大夫能実歌合」に「経仲朝臣」で作者（二首）として参加。

・永長元年五月三日「左兵衛佐師時歌合」に「皇太后宮権亮藤原経仲朝臣」（藤原）とあるのは旧姓を使ったのであろうで「判者」として参加するが、判も判詞もない。同日催行の「中宮権大夫能実歌合」に「経仲朝臣」で作者（二首）として参加。

他に、証本はないが、『夫木和歌抄』¹二十三・一〇六六七には、たまの江

寛治六年五月五日宗通卿家歌合

源経仲

玉の江におふるあやめの根を見ればすゑの世ながきためしなりけり
とあり、作者として参加している。

そして、本歌合の七首が同じく『夫木和歌抄』に散発的に見られるのである。経仲の役割は定かではない。催行年時はいずれも「承保三年（一〇七六）十一月」とある。しかし、萩谷氏は翌承暦元年（承保四年十一月十七日に「承暦」に改元）十一月の催行としており、検討を加えてみよう。

経仲は前述のように出雲守に承保四年十月三日に任命される。その後の動静を、堀川右大臣源俊房（一〇三五―一一二一年）記主の『水左記』に見ると、十一月九日「栗毛馬一疋送出雲守経仲許、下向近々之故也」、同十九日「未尅許出雲守経仲来、相遇謝遣」、そして閏十二月八日「先之出雲守経仲・・等来」とあり、この日まで在京していたことが確認できる。記録類に本歌合のことは見られないが、秋・冬の季題が多く詠まれており、承暦元年十一月頃の催行と断じてよいであらう。

二

七首の歌を取り上げて説明している。

まず、『夫木和歌抄』二十・八一七六に、

いづも山 出雲国

承保三年十一月源経仲朝臣出雲国名所歌合 源兼経朝臣^{ママ}

いづも山こよひの月のさやけさは雪のあしたのこころこそすれ
とある「いづも山」をみよう。

『出雲国風土記』（以下、『風土記』と略称）には見られない。『名所歌枕』四・二二三四に「出雲国」として「出雲山 家持 しらま弓いづもの山」ときはなる命かあやな恋つゝあらん」を上げるが、「いづもの山」に異同があり、『家持集』三二六は「いつえの山」（国名無表記）、『古今和歌六帖』二・八六九は「いるさの山」（国名と作者無表記）、『万葉集』十一・二四四八は「いそへのやま」（国名と作者無表記）、『夫木和歌抄』二十・八一二七は「いそべの山、越前又遠江」（題不知）、作者は「人丸」とあり、区々である。本歌を取り上げ

る歌学書類で見ると、『歌枕名寄』未勘国上・九二四三は「磯辺山或云、只是海辺之山歟、但八雲御抄載之、今案云、越前国歟、又建保百首忠定卿松島之磯辺山云云、同名所歟」、「万十」（作者無表記）とある。『類字名所外

集』一は「出雲山 川」として右肩に「夫木 二十」、作者「源兼経朝臣」として本歌を上げる。『増補松葉名所和歌集』一・一九五〇六は「出雲山・出雲」に、右肩に「夫木 月」、作者「兼経」として本歌を上げ、そして右肩に「家集 恋 しらまゆみ」、作者「家持」として「しらま弓」詠を上げる。『出雲国名所集』は「山」に「出雲山」とある。『出雲国名寄大概』³は「出雲山」で、「風土記二日出雲御崎山」として「出雲御崎山」の『風土記』の記事を載せ、「しらま弓」詠を二句目「出雲の山の」、作者「家持」として上げ、そして詞書に「出雲国名所哥合」、右肩に「夫木」、作者無表記で本歌を上げる。この「出雲御崎山」は島根半島西端の広大な山塊を称したものとされており、これを「いづも山」としてもよいのではないかと。

作者源兼経は『尊卑分脈』等に見られず、指摘されているように経仲男の経兼であろう。経兼は生没年未詳。『水左記』承保四年（二〇七七）十月三十日「馬寮使左権頭源経兼」、『中右記』承德二年（二〇九八）七月九日「下野源経兼」等とある。和歌事績については、勅撰集入集はないが、歌合では、承保三年十一月十四日「前右衛門佐経仲歌合」に「散位源経兼」として一首、永保二年（二〇八二）四月二十九日「前出雲守経仲歌合」に「経兼」として一首、永保三年三月二十日「篤子内親王家侍所歌合」に「経兼」として一首、永久四年（一一一六）八月「雲居寺結縁経後宴歌合」に「前下野守経兼」として一首、元永元年（一一一八）六月二十九日「右兵衛督実行歌合」に「経兼」として一首入集するなど息の長い歌合作者として活躍する。

「出雲守経仲名所歌合」小論（菅田耕一）

○

同じく二十二・一〇一六五に、

ながた、長田、丹波或近江

承保三年十一月源経仲朝臣出雲国名所歌合、長田、祝 親経
ながたなるちもとのいねをかずにしてよむともつきじ君がよはひ
は

および三十六・一六八二八〇九に、

承保三年十一月源経仲朝臣出雲国名所歌合、長田祝 源俊兼

かぞふればかずもしられず君が代はながたにつくるながひこのい

ね

同 祿子内親王家中務

君が代はかぞへつくさんかたぞなきながたにちくらちもこのい

ね

と三首ある「長田」をみていこう。「ちもと」「ながひこ」「ちくら」「ちもと」と稲の品種名が詠まれている。

「長田」については、萩谷氏は「長田は伯耆国会見郡（西伯郡）鴨部郷に属する土地で、出雲の名所ではない。出雲との国境に極めて近いところであるから、国司として赴任する以前で、臨地の経験がないために恐らくこれをも出雲の名所に含めてしまったものと思われる」と説明する。

では、「長田」を詠む歌を検討していこう。

『新古今集』七・七五四に、

寿永元年、大嘗会主基方稻春歌、丹波国長田村をよめる

権中納言兼光

神世よりけふのためとややつかほにながたのいねのしなひそめけむ

とあり、寿永元年（一一八二）の大嘗会歌、作者は藤原兼光（一一四五～九六年）である。

『夫木和歌抄』三十一・一四六五八に、

ながたのさと、長田、近江又出雲

正安大嘗会

兼仲卿

雨露もめぐみあまねき時にあひてながたの里にさなへとるなり

とあり、正安三年（一二三〇）の大嘗会歌、作者は藤原兼仲（一二四九～一三〇八年）である。

『夫木和歌抄』三十一・一四八四〇に、

ながたのむら、長田、丹波

同（注、天仁大嘗会）

同（注、

藤原正家朝臣）

しづかなるながたのむらにすむ人のかりつむいねのはかりなきかな

とあり、天仁元年（一一〇八）の大嘗会歌、作者は藤原正家（一一二六～一一二一年）である。

このように、「長田」は丹波、近江、出雲にあるとされる。「長田」は『風土記』には見られない。『名所歌枕』四・二二〇八は本歌の禊子内親王家中務詠を作者無表記で「長田村」として「丹波国」に上げる。『類字名所和歌集』三・四〇七六と『歌枕名寄』三十・七七一八は前者は作者「権中納言兼光」、後者は作者「兼光」として『新古今集』の詞書とほぼ同じ内容で紹介し、ともに「長田村」で「丹波国」

に上げる。『藻塩草』「村」に「長田村」を上げ「丹波」とする（歌はなし）。『類字名所外集』三は「長田 出雲」として右肩に「夫木 二十二 承保三年十一月源経仲朝臣出雲国名所寄合」、作者「親経」として本歌の親経詠を上げ、続けて右肩に「同」、作者「中務」として本歌の禊子内親王家中務詠を上げる。『増補松葉名所和歌集』四・六七六四～六は「長田 丹波」として右肩に「新古 穂 八束穂」、作者「兼光」として『新古今集』の兼光詠、右肩に「夫木 ちもとの稲」、作者「親経」として本歌の親経詠、同じく右肩に「同（注、夫木）長彦の稲」、作者「俊兼」として本歌の源俊兼詠の計三首を上げる。『出雲国名所集』は「田」に「長田」とある。『出雲国名寄大概』は「長田」で、はじめに「在嶋根郡山口郷内今俗号河津村」とし、続けて「旧事記曰天照大神定天邑君即以稻種始殖于狭田及長田其秋垂穎八握莫然其快也」と『旧事本紀』の記事を上げる。そして作者「源俊兼」として本歌の源俊兼詠を上げ、左注に「右歌承保三年十一月藤原隆尹朝臣出雲国名所歌合長田之祝ト云云」と記す。続けて右肩に「夫木」、作者「親経」として本歌の親経詠を上げ、そして作者「禊子内親王家中務」として本歌の禊子親王家中務詠を上げる。

ここに特定される「河津村」は現在の松江市川津地区であるが、今「長田」という地名はない。『島根県の地名』（平凡社）には、「長田東郷」について「古代の島根郡山口郷（和名抄）の一部が平安末期に出雲国衙の在庁官人勝部氏（長田氏）の手で開発され、新しく長田郷が成立。のち分割相続などによって東西両郷に分かれたと考えられる」と説明しており、明証はないが、「長田郷」が平安時代中後期の承暦元年（一〇七七）頃に既に存在していた可能性があるのではないか。一案として示しておきたい。

このように「長田」が他国にも見られるのは、『日本書紀』神代上に「(天照大神ガ)其の稲種を以て、始めて天狭田及び長田に殖う」とあるように、一般に「長田」という名は豊穰の地とされ、大嘗会の主基国や「名所」として選ばれたのであろう。

なお、一〇一六五番歌の「丹波或近江」の書入れは他国にも存在することをいうためか。

作者を説明していこう。

まず、親経については、姓もわからず全く不明であるが、「経仲」「経兼」と「経」が通じるので一族か。和歌の事績は他に知られない。『統詞花和歌集』雑上・七八二に作者「前参議親経」が見られるが、これは「藤原親隆」の誤りであろう。

源俊兼は経仲の長男。生没年未詳。経歴は本歌合以前は明確ではなく、以後では、『江記』寛治七年(一〇九三)一月十九日「五位判官代出雲権守源朝臣俊兼以上従下」とあり、これは「出雲守」の關係(後述)から経仲男であろう。和歌の事績をみれば、勅撰集入集はなく、承保三年(一〇七六)十一月十四日「前右衛門佐経仲歌合」に「散位源俊兼」として一首、永保二年(一〇八二)四月二十九日「前出雲守経仲歌合」に「俊兼」として一首見られる。なお、寛治五年(一〇九一)十月十三日「従二位親子草子合」に六首詠む「俊兼」があるが、本「草子合」に出詠する源清長(生没年未詳)の男にも俊兼(一〇六〇〜一〇二二年)がおり、これはおそらく清長男であろう。

裸子内親王家中務は生没年未詳、萩谷氏は「藤原惟風妻・惟系母、三条妍子乳母、従四位下典侍藤原灑子がこれであろうか」とする。勅撰集入集はない。最後に見られる事績は承暦二年(一〇七八)十月十九日庚辰「裸子内親王歌合」であり、二首見える。御朱雀天皇皇女

裸子内親王(一〇三九〜九六年)が催行する歌合は内親王家の専属女房を作者に実に二十数回行われているが、十回以上参加する作者として、美作・左衛門・式部・出羽弁・宣旨・中務・小馬・武藏・讃岐・丹後らがあり、特に中務は十八回の多くを数える。経仲の關係する歌合への中務の参加は他に知られていない。

○

同じく二十三・一〇四八八に、

承保三年十一月源経仲朝臣出雲国名所歌合、焼島恋

藤原通貞

人しれぬわが恋なれやたくしまのあまのもしほの絶えぬ煙はとある「焼島」をみていこう。一〇四八七に「たくしま、栲島、出雲」(「凶書寮」本は「たくしま 燎 出雲」とあり、「をとめらがおるはたのうへをまくしもてかかげたくしまなみまよりみゆ」という『万葉集』七・一二三七の「読人不知」詠を上げる。

『風土記』「島根郡」に「蛭蛸島・今の人、猶し誤りて栲島と号くるのみ。」とあり、中海にある「大根島」とされる。『歌枕名寄』未勘国下・九六六七は「搔上栲島 或云、出雲国名所也」として「万七」、作者無表記で「をとめらが」詠を上げる。『出雲国名寄大概』は「栲嶋」で『風土記』を上げ、右肩に「万葉七」として作者無表記で「をとめらが」詠、作者「通貞」として本歌を上げたあとに「右之歌承保三年十一月源経仲朝臣出雲国名所歌合」とする。『類字名所外集』三は「栲嶋 出雲 和名、嶋根郡多久郷」として『風土記』を上げ、右肩に「万七」、作者無表記で「をとめらが」詠、そして「承保三年十一

月源経仲朝臣出雲名所歌合」の詞書、右肩に「夫木」、作者「通貞」として本歌を上げる。『増補松葉名所和歌集』三・五五三五〜六は「多久島 出雲」で右肩に「夫木 恋 藻塩 蟹」、作者「通貞」として本歌、そして右肩に「万 七 乙女ら」、作者無表記で「をとめらが」詠を上げる。『出雲国名所集』は「島」に「蛭蝮島」と「栲島」の両方を上げる。

松江藩士黒澤石齋（一六二二〜七八年）が承応二年（一六五三）に上巻、寛文元年（一六六一）に下巻を編んだ『懷橋談』は「焼島」を上げ、「俗に大根島といふて・村老かたりけるは此島はもと多久島と云」とし、伯耆国人と出雲国人が国境を争った折に「出雲なるたく島にたにもたかぬ木を木梨の里に何をたくらん」という古歌により出雲国人が勝利したという逸話を紹介する。

作者藤原通貞は「校註国歌大系」本は「藤原通具」とするが、いずれも全く不明の人物である。

○

同じく二十四・一〇九一九に、

承保三年十一月源経仲朝臣出雲国名所歌合

裸子内親王家中務

いづも川そのみくづのかざさへに見えこそ渡れ夜半の月影
とある「いづも川」をみていこう。

「いづも川」は一〇九一八に「いづも河、出雲」として、

いづものきづきの宮にまうでて、いづも河のほとりにて

寂蓮法師

いづも川ふるきみなとをたづぬればはるかにつたふ和歌のうら波がある。寂蓮法師（生年未詳〜一二〇二年七月二十日以前没）は著名な歌人である。『風土記』『出雲郡』には「いづも川」はなく、「出雲の大川」が見られ、源流や流域等を詳細に説明する。出雲国の大動脈である「斐伊川」のこと。『名所歌枕』四・二一三五は「出雲国」に「出雲河」として作者「中務」で本歌を上げる。『出雲国名寄大概』は「出雲川」で、『風土記』の記事を紹介し、「出雲の杵築の宮にまふて出雲川のほとりにてよめる」と一〇九一八番歌とほぼ同じ詞書を付し、右肩に「夫木」、作者「寂蓮法師」を見せ消ちにして「イ寂蓮」として「いづも川」詠を上げる。続いて「湊ハ出雲与神門二郡之界矣出雲川神門川合流末也中古出雲川自伊努郷決而東流入于入海故三潮水变为湖水」とする。そして右肩に「夫木」、作者「裸子内親王家中務」として本歌を上げる。『類字名所外集』一は「出雲山 川」に右肩に「同（注、夫木）二十四」、作者「寂然」として「いづも川」詠、右肩に「中務」として本歌を上げる。『増補松葉名所和歌集』一・九一〇〜一は「出雲河・出雲」とし、右肩に「夫木 月 底の水みつ」、作者「中務」として本歌、そして一〇九一八番歌と同じ詞書を付し、右肩に「家集 古き湊 若ノ浦」として寂蓮の「いづも川」詠を上げる。『出雲国名所集』は「川」に「出雲川」、および「肥ノ川」「肥ノ大川」が見られるが、いずれも「斐伊川」である。

○

最後に、同じく二十五・一一四一一に、

承保三年十一月源経仲朝臣出雲国名所歌合 よみ人しらず

いかにしてをばすて山の月よりもいづものうらにてりまさるらんとある「いづものうら」をみていこう。

「いづものうら」は二四一〇に「いづものうら、出雲」として、

御集、雑御中歌

後九条内大臣

かみのますいづものうらにやくしほのけぶりややがて八雲なるらん

がある。「後九条内大臣」は藤原基家(一二〇三―八〇年)である。

本名所を詠んだ歌として、まず『枕草子』「清涼殿のうしとらのすみの」を上げよう。

藤原道隆(九六一―九五五年)が「しほのみついつものうらのいつもく君をばふかく思ふはやわが」の末句を「たのむはやわが」と恋歌を天皇に捧げる歌に詠みかえたのを円融院(九五九―九一年)が褒めた話である。「しほのみつ」詠は未詳で当時の古歌であろう。また、藤原家隆(一一五八―一二三七年)の『壬二集』三一六一には「承久三年七月以後、遠所へ読み奉り侍りし時 憑みこし八雲のみちもたえはてぬ君もいつものうらめしの世や」とあり、掛詞として用いられている。

菟谷氏は「出雲浦は有名な歌枕であるが、現在の何処にあたるかは詳らかでない」とするが、検討していこう。

「いづものうら」は『風土記』には見られない。『八雲御抄』五に^{出雲}「いづもの(古歌。いづものうらのいつもく)」。とある。『名所歌枕』四・二二―三六に「出雲浦 赤人」として「河上いづもの浦のいつもくきませ我せこ絶ず待はた」の『万葉集』四・四九四を上げるが、二句目は「いづものものはなの」である。『藻塩草』「浦」に「出雲浦 雲

「出雲守経仲名所歌合」小論(菅田耕一)

州」とある。『類字名所外集』一は右肩に「六帖」、初句「やくもたつ」として『枕草子』の「しほのみつ」詠、右肩に「夫 二十五」、作者「よみ人しらず」として本歌を上げる。『増補松葉名所和歌集』一・六三六―七は「出雲浦・出雲」とし、右肩に「夫木 月」、作者無表記で本歌、右肩に「同 塩焼 神のますー」、作者「後九条内大臣」として基家詠を上げる。『出雲国名所集』は「浦」に「出雲ノ浦」とある。『出雲国名寄大概』は「出雲浦」で、「自大社一鳥居八町計西」とし、続いて右肩に「夫木」として基家詠、右肩に「家集」として赤人詠、右肩に「玉吟集(注、『壬二集』のこと)」、左注に「此哥は承久の後後鳥羽院へ奉りける」とする家隆詠、最後に作者「不知」として本歌を上げる。この「自大社一鳥居八町計西」の浦は『古事記』上が「伊那佐の小浜」、『日本書紀』神代下が「五十田狭之小汀」とする「稻佐浜」に該当し、これを「いづものうら」として差し支えないであろう。

作者は「よみ人しらず」とあり、もともと無表記であった(それだけ身内の歌合であったのだろう)ので『夫木和歌抄』の編者が書き加えたかと思われるが、憶測すれば、経仲自身が出詠してはいないとは考えにくく、経仲が「よみ人しらず」として出詠した可能性もあるのではないか。

○

都人はこれらの名所をどのようにして知ったのであろうか。これをいま『風土記』で検する(『風土記』に接する機会はなかったとも思われるが)と、「出雲山」「長田」「出雲川」「出雲浦」はなく、漢字表

記は異なるが「栲島」とする「焼島」しか見出せず、また歌学書等では、本歌合以前の作品で見られるのは本文異同がなくてほぼ確実な『枕草子』の「いづものうら」しかない。

源俊房の『水左記』に注目してみよう。これには極めて多くの人名が見出されるが、特に、承暦元年には「出雲守」が際立っている。

・「出雲守藤清綱卒云々、是依胞瘡也」(承暦元年八月二十九日)

・「前出雲守宗実朝臣・・等来」(同十月十五日)(ほぼ同様の記事が同十一月九日、同十二月十日にも見られる)

・「使中臣前出雲守永清」(同十一月十二日)

・「前出雲守行房朝臣来」(同十二月十一日)(ほぼ同様の記事が同十二月七日、十日、十九日にも見られる)

・「今夜前出雲守行房朝臣三男童、於予亭加元服」(同十二月十四日)

日) これらの出雲守は多くが遙任であると思いが、経仲自身は十月三日の出雲守任命後の十一月九日に俊房から下向用の馬を送られている(前述)。

また「出雲」という女房が祓子内親王が催行する歌合に四回見られるのである。永承三、四年(一〇四八〜四九)頃かとされる「六条齋院祓子内親王歌合」、天喜三年(一〇五五)五月三日「庚申六条齋院祓子内親王物語歌合」、「春庚辰(年時不明) 祓子内親王歌合」、「夏(年時不明) 祓子内親王歌合」に出詠している。「出雲」は出雲守藤原成親(生没年未詳)女とされており、成親は『小右記』治安三年(一〇二三)一月二十六日「(出雲国)新司成親^(藤原)」とある。

出雲に関わる人物が多く見られるが、これは俊房が出雲国の知行国主であり(父師房も同じであろう)、自分の親近者を国守に申任する

ことができたためであろう。そして右大臣師房(一〇〇八〜七七年)は中務や出雲が女房として奉仕している祓子内親王の家司・後見人であり、かつ内親王家の閨秀歌人を支えるパトロンの存在であった。

なお、師房は勅撰集に六首、俊房は四首入集する。

このようにみれば、以前の国守らが遙任であっても経仲らは地元で呼び慣らわされている地名などの生の諸情報にも接する機会が十分にあったと思量されるのである。

三

本歌合は遠隔地に赴任する国司を祝して(歌題に「長田祝」とあり)の当国の名所を詠むという趣向であるが、特定されない作者もあり、身内や親昵の者だけが一堂に会しての送別会をかねた小規模な催しであったかと思われる。異色のメンバーは祓子内親王家中務であり、ゲストとして参加させたのではないだろうか。このような歌合の趣意からすれば、参画者と催行者は経仲自身ではありえず、子息の俊兼か経兼ではないだろうか。

また「長田」を詠むに相応しい稲の品種名が「ちもと」「ながひこ」「ちくら」「ちもとこ」と他の歌と重複するものはなく、品種名をあらかじめ割り振っていた可能性がある。また、判定はなかったであろう。

最後に、「長田」は三首、「出雲山」「焼島」「出雲川」「出雲浦」は各一首と均一でなく、名所はこれら以外になかったのか、歌人は他にいなかったのかなど全容は不明であるが、この私家の小歌合が記録として残存し、書承されていたのはひとえに経仲の特に多くの歌合での事績によるものであったと考え、これをもって諒としたい。

注

- (1) 本論に引く『新編国歌大観』の『夫木和歌抄』は静嘉堂文庫本を底本とし、永青文庫本・書陵部本・寛文板本で校訂する。
- (2) 版本。嘉永五年（一八五二）春の富永芳久序がある。芳久は文化十年（一八一三）生、明治十三年（一八八〇）没、出雲大社権禰宜である。『出雲国名所歌集』初編、二編を編し、『出雲風土記 仮字書』を著わす。
- (3) 写本。本文は架蔵本による。奥書に「元禄壬申年（注、五年（二六九二）夏上旬 出雲自清誌」と記される。架蔵本以外に数本の写本が島根県立図書館にある（書名は『出雲名寄大槩』『出雲名寄大槩』である）。架蔵本は虫損がはなはだしく他の写本を参看した箇所がある。「出雲自清」は佐草自清で、元和二年（一六一六）生、元禄八年没、北島国造家附上官である。『国書総目録』によれば、著作に『出雲国造系譜考』（貞享三年（二六八六）自序）、『出雲水青随筆』（元禄七年成立）がある。
- (4) この本文は、「国書刊行会」本『夫木和歌抄』（寛文五年版本を底本とし、契沖阿闍梨校本・清水浜臣校本・黒川眞道氏蔵古写本等で校訂する）の詞書と同じ本文である。一六八二九番歌の「裸子内親王家中務」詠も同様の本文である。なお、『平安朝歌合大成』引用の『夫木和歌抄』は「国書刊行会」本を用いている。
- (5) 藤岡忠美・芦田耕一・西村加代子・中村康夫『袋草紙考証雑談篇』（和泉書院）。
- (6) 萩谷氏は主催者を「経仲」とする。安井重雄氏も「国司が任国で開催した可能性のあるもの」として取り上げている（社頭歌「出雲守経仲名所歌合」小論（芦田耕一））

合の成立」（『國文學論叢』第六十一輯）。

引用文献

- ・ 歌集は『新編国歌大観』による。
- ・ 歌学書（『出雲国名寄大槩』『出雲国名所集』は除く）は次の書による。
- 『八雲御抄』（『日本歌学大系別巻三』） 『名所歌枕』（『名所歌枕伝能因法師撰の本文の研究』） 『藻塩草』（『藻塩草本文篇』） 『類字名所和歌集』（『類字名所和歌集本文篇』） 『歌枕名寄』（『新編国歌大観第十巻』） 『類字名所外集』（『契沖全集』第十二巻） 『増補松葉名所和歌集』（『増補松葉名所和歌集本文篇』）
- ・ 『出雲国風土記』は『出雲国風土記』（『講談社学術文庫』）、『水左記』等の公卿日記は『増補史料大成』、『古事記』『日本書紀』は『日本古典文学大系』、『枕草子』は『新日本古典文学大系』、『懐橘談』は『続々群書類従』による。

On the “Izumonokami Tsunenaka Meisho-Utaawase”

ASHIDA Koichi
(Professor Emeritus, Shimane University)

[Abstract]

There was waka poems contest called the “Izumonokami Tsunenaka Meisho-Utaawase” which likely took place around November in the year 1077. The full record of the event no longer exists, and only seven waka poems have been found. It was held to say farewell to Minamoto no Tsunenaka (date of birth and death unknown), who was going to become the governor of Izumo (now Shimane Prefecture). The waka poems describe well-known places in the Izumo area. This paper explains who the poets were what places were mentioned, and the background of the contest.

Keywords: meisho-utaawase, Izumonokuni-meisho, Minamotono-Tsunenaka